

学生協ニュース

No.51

東 北 大 学
(学生生活協議会広報委員会)

旧「有朋寮」建物明渡等請求訴訟 最高裁が学生らの上告受理申立ての不受理を決定

平成15年3月31日をもって使用を停止した旧「有朋寮」に居住を継続している学生らに対する建物明渡等請求訴訟について、最高裁判所第一小法廷は、平成18年9月14日裁判官5人全員一致の意見で学生らの上告受理申立てを上告審として受理しないとの決定を下しました。

学生らの訴えが不受理となったことにより、学生らに対して旧「有朋寮」建物の明渡等を命じた仙台高等裁判所の判決（第二審）が確定しました。

1 最高裁決定（抜粋）

平成18年（受）第1228号
決定日 平成18年9月14日
裁判所 最高裁判所第一小法廷

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

※ 民訴法（民事訴訟法）318条1項

最高裁判所は、次の事件について、上告を受理する決定をすることができる。

- ・ 原判決に最高裁判例と相反する判断がある事件
- ・ 最高裁判例がない場合にあっては、大審院又は上告裁判所・控訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断がある事件
- ・ その他法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件

2 経緯等

平成13年9月18日開催の評議会は、昭和28(1953)年開寮の有朋寮について、経年劣化による老朽化が著しく地震による倒壊や火災による焼失の危険性があることから、入寮生の生命・身体の安全確保を図るために平成15年3月31日をもって使用停止することを決定しました。使用停止決定に当たっては、平成12年9月1日に、有朋寮同様の木造寄宿舍であった昭和舎(昭和15年開寮)が夜間の不審火により短時間で全焼したことも少なからず影響しました。使用停止決定を受けて当時の入寮生に対しては、在寮期限の2年を尊重し、他寮や民間アパートへの転居支援を行った結果、ほとんどの寮生は使用停止期限までに転居しました。しかし、一部の学生は使用停止後も居住を継続し、平成15年4月7日付けで大学が出した退去命令にも応じなかったために、大学は学生に対し旧「有朋寮」の建物明渡等を求める民事訴訟の提起を仙台北務局に依頼しました。

裁判は平成15年11月27日開始され、平成17年9月1日第一審、平成18年4月25日第二審の判決言渡がそれぞれ仙台地裁、仙台高裁で行われ、判決ではいずれも学生らに対して建物の明渡等を命じました(学生協ニュースNo.46・No.49参照)。今回の最高裁の決定は、5月1日学生らが行った上告受理申立に対して行われたものです。

大学は、このたびの最高裁判所の決定に基づき、占有している学生らに速やかな自主的退去を強く求めます。